

うらやす復興祭

10月8日(土)～10日(祝)

※荒天中止。内容などは予告なく変更する場合があります。詳しくは、うらやす復興祭ホームページ<http://urayasu-fukkousai.com>をご覧ください。イベントプログラムは、新浦安駅前観光インフォメーションマールおよび総合公園内本部テントで配布

【問】浦安観光コンベンション協会 ☎ 351・3000 (商工観光課)

オープニングセレモニー・パレード 8日(土)午後1時～

所 シンボルロード

出演 ▶震災支援感謝パレード ▶特別パレード
千葉県警、自衛隊車両 東京ディズニーリゾート®・アンバサダーとディズニーの仲間たちがパレードします

マーチングパレード 8日(土)午後2時～

所 シンボルロードなど

出演 ○市内外中学生・高校生を中心とした吹奏楽演奏
○パトントワーリング
○ロンドン名物英国近衛軍楽隊「コールドストリーム・ガーズ・バンド」

ステージイベント 午前11時～午後8時(10日は午後5時まで)

所 総合公園内特設ステージ

出演 ○8日＝「ようこそ浦安」マーチングパフォーマンスほか
○9日＝「楽しんで浦安」生ライブ、マッスルミュージアム、乱舞浦安YOSAKOI連合ほか
○10日＝「やっぱり浦安」ダンスや太鼓の競演、千葉ロッテマリーンズダンスアカデミー、浦安太鼓連ほか

ご当地グルメ・物産フェア 午前11時～午後8時(10日は午後5時まで)

所 総合公園内特設テント

内容 浦安を代表する地元グルメと日本各地で評判の名物グルメや物産約100店舗が一堂に集結します。

そのほか

内容 浦安の復旧を支援していただいた団体のPR、フリーマーケット、子どもが楽しめるキッズエリアなど

交通規制にご協力ください

下記のとおり、シンボルロード付近の日の出・明海地区が交通規制区域になります。

時 10月8日(土)午前11時～午後6時

うらやす復興祭に伴い、東京ベイシティバス下記のバス停の設置箇所などを右図のとおり、10月8日(土)のみ変更します。

▶11・25系統、高速バス(新浦安地区～東京駅・秋葉原駅間)

①「ベイモール」②「ベイパーク」③「パームアンドファウンテンホテル」の設置箇所を変更します。「総合公園」「新浦安温泉」「日の出南」は停車しません。

▶3・23系統

浦安駅入口・舞浜駅～三井ガーデンホテル間の運行となります。「了徳寺大学」「明海五丁目」「パームアンドファウンテンホテル」「総合公園」には停車しません。

▶高速バス(新浦安地区～羽田空港間)

③「パームアンドファウンテンホテル」の設置箇所を変更します。

▶高速バス(新浦安地区～成田空港間)

「ファウンテンテラスホテル」には停車しません

お願い

- 自転車は、臨時自転車駐車場をご利用ください
※交通規制区域への自転車などの乗り入れはできません
- 10月8日(土)～10日(祝)は総合公園の駐車場を閉鎖します。また、会場とその周辺に駐車場はありませんので、車での来場はできません。路線バスをご利用ください
- 路上にシートを設置することはできません



「絆パネル」を作製しませんか

未来へのメッセージを書き込んだビニール製のメッセージバルーンをつなげて、高さ3メートル、幅4メートルの絆パネルを作製します。絆パネルは、浦安駅に設置し、10月8日(土)～10日(祝)はうらやす復興祭の会場に設置します。皆さんも、絆パネルの作製に参加しませんか。

時 10月2日(日)午前10時～午後3時

所 浦安駅前特設会場 ※わたあめのふるまいあり



子ども手当



10月から子ども手当法が改正され、手当月額と一部の支給対象者が変更になりました。10月以降の手当の受給には、新たな申請手続きが必要です。10月1日現在で支給対象になる方には、10月下旬以降に申請書などを送付します。なお、公務員は、勤務先へお問い合わせください。【問】子ども家庭課

支給対象となる子

○中学校修了前の子どもで日本に住所を有する方
※海外留学中の方を含む

支給額(月額)

○0～3歳未満(一律)・3歳～小学校修了前(第3子以降)＝1万5000円
○中学生(一律)・3歳～小学校修了前(第1子・第2子)＝1万円

支給対象者(10月以降)

浦安市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- 支給対象となる子を監護し、かつ生計を同じくする父または母のうち、生計を維持する程度の高い方。ただし、子どもと別居している場合は、子どもと同居している方(単身赴任の場合を除く)
- 父母と生計を同じくしていない子どもを監護し、同居する養育者
- 未成年後見人
- 施設に入所している子どもの施設設置者または里親
- 海外に居住する父母が指定した、日本で子どもと同居し養育する方(やむを得ない場合は別居可)

※子どもが児童福祉施設に入所している方、子どもが海外に在住している方(留学を除く)、未成年後見人がいる子どもの手当を受給している方は、10月分から子ども手当の受給資格がなくなります

震災被害を受けた方の税制上の措置

東日本大震災により被害を受けた方には、所得税や消費税など各種の税制上の措置を行っています。

詳しくは、下記の説明会においてになるか、お問い合わせください。

また、国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>では、震災で被害を受けた方の申告・納税などに関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式などをご覧になれます。

市川税務署説明会

東日本大震災により被害を受けた個人の税制上の措置や手続きについての説明会を行います。説明会の後に個別相談に応じます(多数は、締め切る場合があります)。詳しくは、お問い合わせください。

時 10月11日(火)・11月7日(月)午後2時～4時・6時～8時

市民プラザ

所 ※個別相談は事前予約の方が優先。申し込みは、電話で、市川税務署 ☎ 047・335・4101へ

問 市川税務署

(市民税課)